

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

# 確認申請書（建築物）

（第1面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。  
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長 柿沼 繁範 様

令和8年1月13日

申請者氏名 想 建 設 計 一級建築士事務所  
荷川取武正

設計者氏名 想 建 設 計 一級建築士事務所  
荷川取武正

※手数料欄：別紙による			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
日付：令和8年1月13日			日付：
第 04820 号		別紙による	第 04820 号
係員氏名：別紙による			係員氏名：別紙による

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ.氏名のフリガナ】 カブシカイシャ スマイルエコ タビョウトリシマリヤク キハラ タカキ  
 【ロ.氏 名】 株式会社 スマイルエコ 代表取締役 桐原 孝幸  
 【ハ.郵便番号】 〒175-0092  
 【ニ.住所】 東京都板橋区赤塚5丁目5番5号  
 【ホ.電話番号】 03-6421-3555

【2. 代理者】

【イ.資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録 第 234878 号  
 【ロ.氏 名】 荷川取武正  
 【ハ.建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録 第 (2)11049 号  
 想 建 設 計 一級建築士事務所  
 【ニ.郵便番号】 〒356-0031  
 【ホ.所在地】 埼玉県ふじみ野市福岡中央1丁目5番20号  
 【ヘ.電話番号】 049-264-4921 【FAX番号】 049-264-4921

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ.資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録 第 234878 号  
 【ロ.氏 名】 荷川取武正  
 【ハ.建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録 第 (2)11049 号  
 想 建 設 計 一級建築士事務所  
 【ニ.郵便番号】 〒356-0031  
 【ホ.所在地】 埼玉県ふじみ野市福岡中央1丁目5番20号  
 【ヘ.電話番号】 049-264-4921  
 【ト.作成又は確認した設計図書】 確認申請に添付の意匠関係設計図書

(その他の設計者)

【イ.資格】 ( 2級 ) 建築士 ( 埼玉県知事 ) 登録 第 32565 号  
 【ロ.氏 名】 内田孝志  
 【ハ.建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録 第 (4)9668 号  
 株式会社 ティーユー工房  
 【ニ.郵便番号】 〒332-0016  
 【ホ.所在地】 埼玉県川口市幸町3丁目10番2号 東商ビル5-5B  
 【ヘ.電話番号】 048-229-1891  
 【ト.作成又は確認した設計図書】 確認申請に添付の構造関係設計図書

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 【ロ.氏 名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 【ロ.氏 名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏 名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏 名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏 名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏 名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏 名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏 名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏 名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏 名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏 名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】 〒

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏 名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】 〒

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏 名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】 〒

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏 名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】 〒

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録 第 234878 号  
 【ロ.氏名】 荷川取武正  
 【ハ.建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( 埼玉県 ) 知事登録 第 (2)11049 号  
 想 建 設 計 一級建築士事務所  
 【ニ.郵便番号】 〒 356-0031  
 【ホ.所在地】 埼玉県ふじみ野市福岡中央1丁目5番20号  
 【ヘ.電話番号】 049-264-4921  
 【ト.工事と照合する設計図書】 確認申請に添付の設計図書

(その他の工事監理者)

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 【ロ.氏名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 【ニ.郵便番号】 〒  
 【ホ.所在地】  
 【ヘ.電話番号】  
 【ト.工事と照合する設計図書】  
 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 【ロ.氏名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 【ニ.郵便番号】 〒  
 【ホ.所在地】  
 【ヘ.電話番号】  
 【ト.工事と照合する設計図書】  
 【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 【ロ.氏名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 【ニ.郵便番号】 〒  
 【ホ.所在地】  
 【ヘ.電話番号】  
 【ト.工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ.氏名】 代表取締役 平栗 功一  
 【ロ.営業所名】 建設業の許可 ( 東京都知事 ) 第 般-6 132396 号  
 株式会社 ケイツー  
 【ハ.郵便番号】 〒 202-0012  
 【ニ.所在地】 東京都西東京市東町3丁目9番6号  
 【ホ.電話番号】 042-438-8105

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 ( )  
 未申請 ( )  
 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ( ユーディーアイ確認検査株式会社 )  
 未提出 ( )  
 提出不要 ( )

【9. 備考】

スマイルファミリー旭町3丁目A号棟新築工事



## 【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1  
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

## 【13. 建築物の高さ等】

(申請に係る建築物) (他の建築物)  
【イ. 最高の高さ】 ( 8.978 ) ( ) m  
【ロ. 階数】 地上 ( 3 ) ( )  
地下 ( 0 ) ( )  
【ハ. 構造】 木造(在来工法) 一部 造  
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】  有  無  
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】  道路高さ制限不適用  隣地高さ制限不適用  北側高さ制限不適用

## 【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 令和 8 年 3 月 5 日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 8 年 7 月 5 日

## 【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第 1 回) 令和 8 年 5 月 5 日 ( 屋根工事 )  
(第 回) 年 月 日 ( )  
(第 回) 年 月 日 ( )

## 【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】  有  無  
【ロ. 適用があるときは、その区分】  
 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項  
 その他

## 【19. その他必要な事項】

【建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】  要  否  
【建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】  有  無

住宅用火災警報器

法53条の2第3項を適用：最終分筆日 昭和38年5月9日 中高層協議：令和7年12月4日・番号 07-409

## 【20. 備考】



(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1			
【2. 階】	F3			
【3. 柱の小径】	105	mm		
【4. 横架材間の垂直距離】	2350	mm		
【5. 階の高さ】				
【6. 天井】				
【イ.居室の天井の高さ】	2252	mm		
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途の別の床面積】	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(20.69)	m <sup>2</sup>
【ロ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ハ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ニ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ホ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ヘ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】				
【9. 備考】				

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1			
【2. 階】	F2			
【3. 柱の小径】	105	mm		
【4. 横架材間の垂直距離】	2661	mm		
【5. 階の高さ】	2760	mm		
【6. 天井】				
【イ.居室の天井の高さ】	2370	mm		
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途の別の床面積】	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(29.60)	m <sup>2</sup>
【ロ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ハ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ニ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ホ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ヘ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】				
【9. 備考】				

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1		
【2. 階】	F1		
【3. 柱の小径】	105	mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2499	mm	
【5. 階の高さ】	2610	mm	
【6. 天井】			
【イ.居室の天井の高さ】	2130	mm	
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【7. 用途の別の床面積】	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(19.89) m <sup>2</sup>
【ロ.】	(08490)	(自動車車庫)	(10.87) m <sup>2</sup>
【ハ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ニ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ホ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヘ.】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】			
【9. 備考】			

(第六面)

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 延べ面積】 m<sup>2</sup>

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 m

【ロ. 最高の軒の高さ】 m

【ハ. 階数】 地上 ( ) 地下 ( )

【ニ. 構造】 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】 KIZUKURI Ver 9.1 KIZ-sub Ver 6.2

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---